

議案第9号

大口町児童扶養手当支給条例の一部改正について

大口町児童扶養手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成26年3月4日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）が平成26年1月3日に施行されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町児童扶養手当支給条例の一部を改正する条例

大口町児童扶養手当支給条例（昭和50年大口町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第8号中「保護」を「保護等」に改め、「第10条第1項」の次に「（同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町児童扶養手当支給条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の<u>保護等</u>に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項<u>(同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)</u>の規定による命令(母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた者</p> <p>(9) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の<u>保護</u>に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた者</p> <p>(9) 略</p> <p>2 略</p>